

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月16日
【発行者名】	産業ファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 本多 邦美
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	株式会社K J R マネジメント キャピタルマーケット部エグゼクティブディレクター 北岡 忠輝
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-5293-7091
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2025年8月25日開催の産業ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の資産運用会社である株式会社KJRマネジメント（以下「本資産運用会社」といいます。）取締役会において、2025年10月1日を吸収分割の効力発生日として、吸収分割会社である本資産運用会社が、本資産運用会社の親会社（持株比率100%）である株式会社KJR Mホールディングスの子会社（持株比率100%）であり吸収分割承継会社である株式会社KJR Mプライベートソリューションズ（以下「KPS」といいます。）に対し、本資産運用会社の私募ファンド事業に関して有する権利義務を承継させることを内容とする吸収分割を行うこと（以下「本吸収分割」といいます。）を決定し、2025年8月25日付で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結したこと等に伴い、本投資法人の運用体制が変更されることとなるため、2025年8月25日、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、本吸収分割契約においては、本吸収分割の効力発生日は、KPSが私募ファンド事業の運営に必要な許認可を取得していること（一般社団法人日本投資顧問業協会及び一般社団法人第二種金融商品取引業協会への加入を含みますが、これらに限られません。）が条件とされており、かかる条件が成就していないとき、その他手続の進行等に応じ必要がある場合には、本吸収分割の日程は、本資産運用会社及びKPSの合意により変更が可能となっているところ、今般、本資産運用会社及びKPSは、本吸収分割に係る手続の進行等の状況に鑑みて、本吸収分割の効力発生日を2025年10月4日に変更することに合意し、2025年9月16日付で吸収分割契約の変更契約を締結したことに伴い、本吸収分割に関する臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

2 報告内容

3【訂正内容】

訂正箇所は_____野で示してあります。

<訂正前>

（１）変更の理由

本資産運用会社は、2025年10月1日付で本吸収分割を行うことを決定し、KPSとの間で本吸収分割契約を締結しました。本吸収分割により、プライベートソリューションズ本部が廃止され、投資情報に係る優先検討権ルール及び各部署の所管業務等が変更されること、並びに、これに合わせてサステナビリティ委員会を廃止することが予定されています。これに伴い、本投資法人の運用体制が変更されることによるものです。

（２）変更の内容の概要

2025年4月24日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（４）投資法人の機構 投資法人の運用体制」が2025年10月1日付で以下のとおり変更されます（同有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（４）投資法人の機構 投資法人の運用体制（二）投資情報検討会議」及び同「（ホ）サステナビリティ委員会」は削除されます。）。

なお、特に断らない限り、2025年4月24日付で提出された有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

（後略）

<訂正後>

（１）変更の理由

本資産運用会社は、2025年10月4日付で本吸収分割を行うことを決定し、KPSとの間で本吸収分割契約を締結しました。本吸収分割により、プライベートソリューションズ本部が廃止され、投資情報に係る優先検討権ルール及び各部署の所管業務等が変更されること、並びに、これに合わせてサステナビリティ委員会を廃止することが予定されています。これに伴い、本投資法人の運用体制が変更されることによるものです。

（２）変更の内容の概要

2025年4月24日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制」が2025年10月4日付で以下のとおり変更されます（同有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 投資法人の運用体制 (二) 投資情報検討会議」及び同「(ホ) サステナビリティ委員会」は削除されます。）。

なお、特に断らない限り、2025年4月24日付で提出された有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

（後略）